



上川路会計事務所通信

上川路会計事務所

〒890-0056
鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070
Fax 099-252-6400

上川路美恵野会計事務所

〒892-0821
鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465
Fax 099-223-4348



所長
上川路 長生

ごあいさつ

退路遮断

暖かい冬が続いていたのが、二十四節気で最も寒い時期とされる『大寒』がそのままに、日本列島を大寒波が急襲です。大雪になった鹿児島市で10センチは積もり、沖縄でも観測史上初めての雪が降り、奄美では115年ぶりと記録づくめでした。寒波が去り暖かな空気が流れ込んで、吉野公園では鮮やかにスイセンの花が咲き誇り、龍郷町では春を待ちわびるようにヒカンザクラが、ほころび始めました。出水平野で越冬していたツルが大空を優雅に旋回しながら北帰行を始め、センバツの嬉しい春の切符は鹿実に届きました。切れ目のない強力打線は郷里に夢と感動を与えてくれることでしょう。

季節外れの真冬に“菊”の大輪が東京で咲きました。大相撲初場所で、大関琴奨菊は日本出身力士として10年ぶりの優勝力士となりました。モンゴルの3横綱白鵬、日馬富士、鶴竜を得意の“がぶり寄り”で撃破して、入門して14年目の至福の時を迎えました。モンゴル勢の壁は厚く先場所まで、23場所連続して賜杯を独占してきました。賭博や八百長など負の連鎖で、一時は客足が遠のいた大相撲も人気は順調に回復し、本場所では満員御礼が続いています。相撲人気が続くには、日本人力士の優勝は欠かせません。琴奨菊の優勝が刺激となって日本人力士の活躍が続けば角界は活性化します。琴奨菊には先代師匠の琴桜のように連続優勝で横綱昇進と期待が一気に膨らんでいます。横綱として人気のルーティン“琴バウアー”が見たいものです。

政界は“一寸先は闇”、といいます。安倍一強で順風満帆の政権に逆風が吹き始めて首相は防戦を余儀なくされています。週刊文春の報道に端を発した『政治と金』の疑惑が首相の盟友甘利明経済再生担当相に浮上して、報道されてわずか2週間で大臣を辞任となりました。難航を極めたTPP交渉も大筋合意して2月4日には署名式のはこびになっていました。国会ではTPP担当大臣として余人にかえがたい重責を果たす前の無念の退場となり、政権の屋台骨が揺らぎ始めています。急遽登壇した石原伸晃新大臣の対応力が未知数だけに、反対も多かったTPPについての国会承認に、野党連合は結束して追及の手をゆるめそうにあ



第196号

目次

ごあいさつ “退路遮断”	…1P
税務カレンダー	…2P
2016年2月の経理・税務チェックリスト	…3P
開催予定のセミナーのご案内	…3P
会計・税務のQ&A	
“平成27年分 確定申告”	…4・5P
事務所News! 新春懇談会のご報告	
一般社団法人 鹿児島経営サポートセンター設立のお知らせ	…6P
企業防衛対策のおすすめ	…7P
第21回KMCセミナー(社福編)のご報告	…7P
第22回KMCセミナー(税制改正)のご案内	…7P
随想 “『福は内鬼は...』 上川路美恵野”	…8P

りません。夏の参院選に向け安倍政権への国民の支持率がどのように動くのか、今年になって急降下している株価とともに目が離せなくなってきました。

“安物買いの銭失い”の通りで、安心安全“命”までがおびやかされる事態に官民一体となった監視体制の強化が急がれています。捨てたはずのココイチカツが、スーパーで安売りされていて廃棄食品の横流しが発覚したのが発端となりました。廃棄食品の横流しは、ローソン、イオン、セブン&アイ・ホールディングスなどにまで広がって業界や関係機関は対応におおわらわです。15人の尊い命が奪われた安価な軽井沢スキーバス転落事故では、業界のずさんさが浮き彫りとなり、行政に甘さがあった安全対策がおざなりと指摘されました。2つの事件に共通していえるのは、過度の利益追求と安全の軽視によって発生したものであることです。行政では全てに手が回らないだけに“激安”には何らかの理由があると思って自らの目で確かめて自らを守る必要があるようです。

日本列島が凍りついた21日、高校時代から60年寡黙な畏友新富芳明君は、静かに天に召されていきました。40年前、東京で『帰郷すること』に逡巡する私の背中を強く押して“退路遮断”の道を選ばせてくれた恩人でした。「出水ですぐに病院を開業するよ」と約束の通りに開業して、いつも励まし合った仲間でした。合掌。(平成28年2月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



個人の
確定申告
開始!

1 2月決算会社申告書提出

2016年2月

日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10 	11  建国記念の日	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29 					

2月29日まで

- ・ 1 2月決算法人の確定申告
- ・ 6月決算法人の中間申告（半期分）
- ・ 消費税、地方消費税の中間申告
 - 3月決算法人 第3 四半期分
 - 6月決算法人 第2 四半期分
 - 9月決算法人 第1 四半期分
- ・ 3・6・9・12月決算法人の3月ごとの期間短縮にかかる消費税等の確定申告
- ・ 年税額4,800万円超の11月、12月決算法人を除く法人の1月ごとの中間申告

2月10日まで

- ・ 源泉所得税の納付
- ・ 住民税の特別徴収税額の納付



2月中の市町村条例で定める日

- ・ 固定資産税（都市計画税）の第4期分の納付

平成27年分所得税の確定申告の相談及び申告書の受付が始まります！準備はお早めに

申告期間 2月16日（火）～3月15日（火）まで

（選付申告は2月16日以前でも行うことができます）



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

確定申告(書面)の受付開始

平成27年分の所得税・住民税の確定申告の受付期間は、2月16日～3月15日までです。早めに準備し、提出するようにしましょう。また、所得税を現金で納付する場合は同日が期限となるため、納付手続きを忘れないようにしましょう。振替納付の場合は、振替日は4月20日になります。

3月決算法人の決算準備

3月決算法人は、今月中に決算の仮締めを行い、経営トップの意向を事前に確認しながら、今期の決算政策について十分に検討しましょう。他部署での必要な作業がある場合には、決算期日までの日程表を作成して作業のチェック表などと一緒に配付するなど、必要な手続きや作業を明確化しておくことで決算業務がスムーズに進められます。

年度末にかけての資金繰りの確認

年度末にかけての資金繰りの見直しを改めて行いましょう。取引先の貸付金や売掛金、立替金などの仮勘定の精算も資金繰りの見直しと一緒に整理して確認しておきましょう。資金不足が予想される場合には、早めの対応が必要です。

マイナンバー制度への対応

マイナンバー制度の開始に伴い、雇用保険の手続きなどでマイナンバーの記載が求められるケースがあります。税務関係でも平成28年分の手続きについては原則マイナンバーの記載が求められます。退職や新規採用などがあれば必要になってきますので、早めに手順・管理方法等を再確認しておきましょう。また、人事や経理部門などの主担当者に限らず、勉強会を実施するなどして、全従業員の理解を深めることも大切です。

開催予定のセミナーのご案内

今後開催予定のセミナーは下記の通りとなっております。詳細については、同封のお申込書をご覧ください。
(お申込書は、セミナーの対象となるお客様にのみ同封させていただいております。別途必要な方はご一報いただくか、当事務所ホームページよりダウンロードも可能ですのでご確認ください。)

日 時	テ ー マ	講 師
平成28年3月4日(金) 14:00～17:00	2016年度診療報酬改定の ポイントと経営対応策	(株)ASK梓診療報酬研究所 所長 中林 梓 先生
平成28年3月22日(火) 9:30～16:30	病医院・福祉施設のための 接遇研修	Office Ships 船戸 美幸 先生
平成28年3月23日(水) 9:30～16:30	接遇研修(一般企業向け)	Office Ships 船戸 美幸 先生
平成28年4月1日(金) 16:00～17:30	鹿児島経営サポートセンター設立記念講演 商都大阪を造った男『五代友厚』	志学館大学教授・鹿児島県立図書館館長 原口 泉 先生
平成28年4月6日(水) 14:00～16:00	第22回KMCセミナー 税制改正勉強会	上川路美恵野会計事務所 所長 公認会計士・税理士 上川路 美恵野

会計・税務のQ & A！

テーマ 『平成27年分 確定申告』

所得税の確定申告の時期がやってまいりました。毎年税制改正が行われるので、その度に変更点も出てきます。平成27年分の所得税から適用されるものはどのようなものがあるのか、主なものを確認しましょう。

🍪 平成27年分の所得税から適用される主なもの

📎 所得税の税率変更 H27年分以後の所得税について適用

所得税の税率が右のように変更となりました。

平成27年分以後の所得税より、課税される所得金額が**4,000万円を超える方**については**税率が45%**となりました。

課税される所得金額	税率	
	改正前(H26年分まで)	改正後(H27年分以後)
195万円以下の金額	5%	5%
330万円以下の金額	10%	10%
695万円以下の金額	20%	20%
900万円以下の金額	23%	23%
1,800万円以下の金額	33%	33%
4,000万円以下の金額	40%	40%
4,000万円超の金額	40%	45%

この改正に伴い、[給与所得の源泉徴収税額表(月額表及び日額表)及び賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表]も改正され、平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用となっています。

📎 公的年金等に係る確定申告不要制度の一部改正 H27年分以後の所得税について適用

公的年金等に係る申告不要制度とは、**公的年金等の額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、確定申告をする必要はないという制度**です。

この制度に対しH26年税制改正において、公的年金等に係る確定申告不要制度を適用できるものが「**公的年金等の全部について所得税を徴収された又はされるべき場合**」に限定され、**源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受ける者については、同制度を適用することができないこと**とされました。

所得税基本通達121-5において、申告不要制度を適用しない者を明らかにしています。

源泉徴収の対象とならない公的年金等を受ける者とは？	源泉徴収をすることを要しない常時2人以下の家事使用人のみに対し給与等の支払をする者から給与等又は退職手当等の支払いを受ける居住者
	国際慣例により源泉徴収をする義務がないものとされる在日大公使館又は在日外交官から給与等又は退職手当等の支払を受ける居住者
	国外において給与等又は退職手当等の支払を受ける居住者

つまり、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象にならない公的年金等の支給を受ける方については、平成27年分以後は申告不要制度は適用できないことになりました。

また、単にその額が少額であることから源泉徴収を要しないこととされる公的年金等の支払いを受ける場合は、いままで通り申告不要制度の対象となります。

財産債務明細書の見直し

H28.1.1以後に提出すべき財産債務調書に適用

今まであった「財産債務明細書」が新たに「財産債務調書」として整備され、提出基準や記載事項が見直されました。

提出基準

その年分の所得金額が2,000万円超であること かつ

その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産を有する方

提出基準にここが新たに追加されました。

記載事項についても、より詳細な情報を記載することとなりました。

改正前の記載事項「財産の種類、数量及び価額」のほか、財産の所在、有価証券の銘柄など(有価証券等については、取得価額の記載も要)。財産の評価については、原則「時価」とし、「見積価額」とすることもできる。

また、財産財務に係る所得税又は相続税に修正申告等があった場合の加算税について軽減・加重措置が設けられました。【財産債務調書の提出がある場合、ない場合】

国外財産調書の罰則の見直し

H27.1.1以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用

国外財産調書とは、居住者の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方がその翌年の3月15日までに提出しなければならないものです。

国外財産調書制度には、適正な提出を確保するために、加算税の軽減・加重措置、罰則規定が設けられています。その中で、罰則規定に関して以下のような見直しが行われました。

国外財産調書の罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出していた場合又は正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内の不提出に関しては、情状により、その刑を免除することができることとされています。

ここが新たに追加されました。

その他

所得税の額から控除される特別控除額の特例について 【H27年分以後の所得税について適用】

その年分の総所得金額に係る所得税額から控除できる税額控除可能額の合計額がその年分の事業所得の金額に係る所得税額の100分の90相当額に引き下げられた

障害者を雇用する場合の機械等の割増償却について 【H27年分以後の所得税について適用】

対象資産から【構築物及び車輛運搬具】が除外された上で、その適用期限がH28.3.31まで2年延長

医療用機器の特別償却について 【H27.4.1前に取得等をした除外資産については従前通り】

対象資産から【医療の安全の確保に資する機械装置及び器具備品】が除外された上で、その適用期限が2年延長

エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除について

特別償却ができる措置について、対象資産から【太陽光の利用に資する機械その他の減価償却資産】が除外された上で、その適用期限が1年延長 【H27.4.1以後に取得する該当設備等について適用】

平成27年分の確定申告納期限及び振替納税の振替日	申告及び納期限	振替日
所得税及び復興特別所得税	平成28年 3月15日(火)	平成28年 4月20日(水)
贈与税	平成28年 3月15日(火)	
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成28年 3月31日(木)	平成28年 4月25日(月)

振替納税をご利用の方は、振替日前に預貯金残高をご確認ください。(残高不足等で振替ができない場合は、納期限の翌日から納付日までの延滞税がかかることになります。)



新春懇談会のご報告



平成28年1月16(土)に鹿児島サンロイヤルホテルにて新春懇談会を開催致しました。
特別講演会では、講師に株式会社アクティー代表取締役清水義昭先生をお招きして『無敵の経営』と題してご講演いただきました。懇談会では、マジックショーやビンゴゲームなど盛り上がり、楽しい時間となりました

清水先生・特別講演会



税理士法人押井会計事務所 会長押井啓一先生、
株式会社吉田経営 代表取締役高橋雷太先生のご紹介



懇談会



ビンゴゲーム



マジックショー



新春懇談会の前日、1月15日(金)には、税理士法人押井会計事務所、株式会社吉田経営と3会計事務所合同の新年会も行いました。新年会は、講演会で清水義昭先生に『素晴らしい明日の為に』と題してご講演いただき、その後、中原別荘にて交流会を行いました

一般社団法人 鹿児島経営サポートセンター 設立のお知らせ

この度、3月1日に上川路会計事務所、税理士法人 押井会計事務所、株式会社 吉田経営の3会計事務所
で一般社団法人 鹿児島経営サポートセンターを設立する運びとなりました。当法人は、税務・会計を通じて地域の発展に
貢献するために、共に学び成長し続ける親しい仲間が連携をして立ち上げるものです。

今回は、それを記念して下記の通り設立記念講演会を開催することとなりました。たくさんのお客様のご参加を心よりお待ちしております。



原口泉先生
五代友厚像と

商都大阪を造った男 『五代 友厚』

講師：志學館大学教授・鹿児島県立図書館館長 **原口 泉** 先生

日 時 **平成28年4月1日(金) 16:00 ~ 17:30**
(受付開始 15:30 ~)

会 場 **城山観光ホテル 2F ロイヤルガーデン**

会 費 **無 料**

お申込み方法 別紙の参加申込書に必要事項をご記入の上、FAXしてください。
また、お申込み頂いた方には、FAXで「参加証」をお送りいたしますので、
当日受付までお持ち下さい。

企業防衛対策のおすすめ

このコーナーは、当事務所の
保険管理顧問・松谷義久が企業防衛対策
についてご紹介するコーナーです

企業が従業員に対する「福利厚生制度」を充実させることが
優秀な人材の定着化 勤労意欲の維持・向上 の観点から重要です

事前に準備がない場合に想定されるリスクも検討する必要があります

～突然「労災事故」が発生した場合～
・果たして労災保険だけで対応可能だろうか？
・政府労災保険の上乗せ保障は必要ないだろうか？

- * 労災保険は事業主の従業員に対する労務管理責任（損害賠償責任）を補うもので、**精神的損害に対する慰謝料**は独自の手当が必要な場合があります
- * 労災認定には時間がかかります = **業務上か否かの判断**が微妙なケースの場合は、従業員、ご家族とのトラブルにつながることもあります
- * 労災保険では、「ケガの治療費」「休業補償」「遺族年金」などを支給します
まとまった一時金を用意できれば、無用なトラブルの回避に有効です



- ・特に精神障害など（メンタルヘルス）による労災認定が急増しています！
- ・「業務災害」を「経営のリスク」として対応するのは企業防衛の一環です！



上川路会計事務所では関与先様の永続的な発展を願い保険指導業務に取り組んでいます

 (有)上川路マネジメントセンター主催 セミナーのご報告とご案内

第21回 KMCセミナー（社福編）のご報告



『社会福祉法人の決算実務と経営分析』

講師：上川路美恵野会計事務所 所長 上川路美恵野

1月19日(火) 鹿児島ビル9階大会議室にて、
社会福祉法人様向けの決算対策の実務研修を行いました。

お忙しい中、たくさんの方に足を運んでいただき、誠にありがとうございました
今後も、少しでもお客様のお役に立てるようなセミナーを開催していきよう
努めて参りますので、どうぞよろしくお願いいたします！



第22回 KMCセミナー 税制改正勉強会のご案内

講師 『平成28年度 税制改正のポイント』
上川路美恵野会計事務所 所長 上川路 美恵野
公認会計士・税理士

日時 平成28年4月6日(水) 14:00～16:00 (受付開始13:30～)
会場 鹿児島ビル9F 大会議室(上川路美恵野会計事務所と同じビルです)

会費 無料!

お申込方法 同封のお申込書に必要事項をご記入の上、FAX(099-252-6400)してください。
なお、お申込書は当事務所ホームページからもダウンロード可能です。





今年は暖冬だと油断していたら一転して記憶にないくらいの大雪が降りました。雪の備えの乏しい南国の常で翌日は対処に追われました。雪による被害もあちこちで聞きました。お見舞い申し上げます。

農産物への影響も大きく、特に指宿で収穫を目前にしていたスナップエンドウやソラマメなどの豆類に多くの被害が出たとのこと。この時期、店先に並ぶ瑞々しい緑色の豆は、春を待つ味覚ですが、改めて農作物の実は自然次第であって、何気なく口にしている食べ物のありがたみを感じました。

さて、豆といえば2016年は「国際豆年」だそうです。「国際豆年」とは、豆が安定した生産が可能な作物であること、豊富な栄養価があることなどについて国際的な意識を高め、栽培や利用の促進を図ることを目的として国連が定めたのだとか。

豆は、味噌や醤油、豆腐、納豆をはじめ、一日に全く豆を口にしない事はほとんどないというくらい食卓には欠かせないものです。

また、お赤飯やお正月の黒豆のように縁起物としての側面もあり、文化的にも重要な役割を果たしていて、二月三日の節分では鬼を追い払う力を持つとされています。いくら当たれば痛いといっても、豆を撒くだけで鬼が退散するというは無理のある話で、それだけ「豆」が神聖で強い力を持つと考えられた証なのだろうと思います。

豆まきの口上といえば「鬼は外、福は内」が一般的ですが「鬼は内（鬼も内）」というところもあるそうです。

その理由として「鬼を自分のところで引き受けて他所に行かないようにするため」「節分の夜にあちこちで鬼は外、と追い払われて行き場を無くした鬼を受け入れるため」「鬼は改心すれば守り神になるから」「オニは大荷（おおに）に通じ商売繁盛につながる」「苗字に鬼のつく名まえだから」など、様々な言い伝えがあげられています。それぞれがうなずける理由であって、物事の見方は一つではないということに気付かされます。

また、「鬼」は「災い」や「病」だけでなく、いわゆる「心の鬼＝邪心や欲や悪癖」とする解釈もあります。息子の小学校では、子供たちが自分の中の「追い払いたい鬼」を考えて紙に書き、それに豆をぶつけて退治したのだとか。

これは「鬼は自分の内にある」という意味で「鬼は内」であって、追い払うのは難しくてもせめて上手く制御していきたいものですね。

さて、「まめ」を広辞苑で引くと「忠実」という字があてられて、「まごころがあること。まじめ。誠実。本気。」や「労苦をいとわずよく勤め働くこと」などの説明がされています。

雪の朝、一面真っ白な道路に家々を巡っていく一筋の足跡が遺されていました。こんな雪の最中にいつもと変わらず新聞を配達してくれた方の足跡だと思われ。それぞれの場所で自分の責任を果たそうと努力した方々がいて、本当に頭の下がる思いです。

「まめ（忠実）」であることの大切さを感じた雪の日でした。



あるじ
その家の主に似たり雪だるま

美恵野

編集後記

暖冬と言われた今年の冬でしたが、先月の終わりには沖縄に観測史上初の雪が降るほどの寒波がやってきて、鹿児島でも数年ぶりに雪が降り積もりました。外に出てみると所々に色々な表情の雪だるまが置かれていたり、真っ白な雪の上に猫や鳥の足跡が残っていたり、不思議と普段より人や動物の存在を温かく感じる事ができたような気がします。さて、あっという間に確定申告の季節がやってきました。体調を崩さないように繁忙期を乗り切りたいものです。

連絡先：上川路会計事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

E-Mail kamikawaji@tkcnf.or.jp

New! URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

HPが新しく
なりました!

上川路会計

検索

広報委員会 上川路美恵野 福留 伊集院 赤塚 本田 西

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計事務所にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

